

令和7年10月16日

報道関係者各位

山形県総務部人事課

職員の処分について

本日、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

記

1 法令等違反事案に係る処分

(1) 庄内児童相談所における児童虐待事案

<当事者>

会計年度任用職員（60歳代・男） 減給1／10 4月

<業務管理者>

一般級職員（40歳代・女） 厳重注意

<業務総括者>

補佐級職員（50歳代・女） 文書訓告

<管理監督者>

課長級職員（50歳代・女） 文書訓告

【事案の概要】

令和7年6月、庄内児童相談所一時保護所の職員（当事者）による入所児童1名への虐待が疑われる事案が発生。児童福祉法に基づき、所管部局（しあわせ子育て応援部）が入所児童及び職員に対する聞き取り調査を行った結果、虐待の事実が確認された。

なお、当該職員は退職を申し出ており、本日付けで退職を承認した。

2 処分日

令和7年10月16日（木）

問い合わせ先

人事課 課長補佐（人事担当）

広報監：総務部次長

平

伊藤

TEL 023-630-3027